

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県ふじみ野市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定により、 軽自動車税に係る車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力
③システムの名称	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自物件ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報連携を使用する際や住登外宛名のマイナンバー紐づけ作業を実施する際は、複数人で確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合は4情報又は3情報による住基ネット照会を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人事異動の時期に住民税関連システムの利用権限を更新しており、税務課職員以外はシステムを使用できないよう制限している。	

変更箇所

実行日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	表紙 特記事項	個人住民税関係事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正利用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報」の取扱いに関する特記仕様書を送付させ、かつ、委託者から「個人情報」の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。	削除	事後	個人住民税関係に関する内容が記載されていたため
平成31年2月1日	1 関連情報 ① 評価委員会機関における担当部署 ② 所属長の名義名	税務課長 吉野 正浩	税務課長	事後	特定個人情報保護評価書の再実施に伴い、評価書の見直しと実施
平成31年2月1日	1.しさい事項前項目 1.対象人数	平成26年12月1日時点	平成30年12月12日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和1年2月1日	1.しさい事項前項目 2.取扱人数	平成26年12月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の再実施に伴い、評価書の見直しと実施
令和2年2月14日	1.しさい事項前項目 1.対象人数	平成30年12月1日時点	令和2年1月24日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和2年2月14日	1.しさい事項前項目 2.取扱人数	平成30年12月1日時点	令和2年1月24日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和2年2月14日	IR/リスク対策-8. 監査	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和2年2月14日	1.しさい事項前項目 1.対象人数	令和2年1月24日時点	令和3年2月19日時点	事前	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和2年2月14日	1.しさい事項前項目 2.取扱人数	令和2年1月24日時点	令和3年2月19日時点	事前	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	2020/2/14	2021/2/19	事前	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和4年1月14日	表紙-評価書名	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和4年1月14日	1 関連情報 ① 個人情報ファイルを取り扱う部署 ② 事務の概要	地方税法第442条の2の規定に基づき、 ①軽自動車税に係る車両台帳の管理・照査・証明 発行事務の処理を行う。 ②特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する ③軽自動車税課税情報の照会 ④納税通知書の出力	地方税法等の規定により、 ①個人登録等に係る車両台帳の管理・照査・証明 発行事務の処理を行う。 ②特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する ③軽自動車税課税情報の照会 ④納税通知書の出力	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和4年1月14日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号) 第20条 (情報提供) なし	(情報照会) 番号法第19条8号、別表第二の27の項 番号法第19条8号の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号) 第20条 (情報提供) なし	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和4年12月10日	1.しさい事項前項目 1.対象人数	令和3年2月19日時点	令和4年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和4年12月10日	1.しさい事項前項目 2.取扱人数	令和3年2月19日時点	令和4年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和4年12月10日	表紙-公表日	2021/2/19	2023/2/10	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和4年12月23日	表紙-公表日	2023/2/10	2024/3/22	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和7年3月31日	3.番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(第9条第1項、別表第一の18の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第18条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(第9条第1項、別表第二の4項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和7年3月31日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号) 第20条 (情報提供) なし	(情報照会) 番号法第19条8号に基づき主務省令第2条の2第46号 (情報提供) なし	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和7年3月25日	1.しさい事項前項目 1.対象人数 2.取扱人数	令和6年3月22日時点	令和7年3月25日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和7年3月25日	IR/リスク対策-8. 人手を介在させる作業	なし	十分である ＜判断の根拠＞ 情報連携を使用する際や住外登録名のマイナンバー紐づき作業を実施する際は、被検入で確認を行っている。申請者からマイナンバーが求められる場合は4情報又は3情報による住基ネット照会を行っている。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和7年3月25日	IR/リスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	十分である ＜判断の根拠＞ 人事異動の時期に住民税関連システムの利用権限を調整しており、税務課職員以外のシステムを把握できないよう制限している。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施
令和7年3月25日	表紙-公表日	2024/3/22	2025/3/25	事後	特定個人情報保護評価書の見直しと実施